

9月議会

議案24件報告1件を可決・承認 決算認定17件を認定

議案とその結果

9月定例会に提出された議案24件、報告1件は、原案のとおり可決されました。

条例

南相馬市ふるさと応援寄附条例制定について

「ふるさと納税制度」の創設に伴い、南相馬市を応援するために寄せられた寄附金を受け入れ、基金として管理し、寄附者の意向に沿って活用するための必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

寄附金の使途指定

寄付者は、市長が定める事業の中から自らの寄附金の使途を指定できる。

相馬野馬追などの伝統文化の保存伝承に関する事業	相馬野馬追の振興 報徳仕法の継承	等
自然環境の保全に関する事業	動植物等生態系の保全 環境負荷削減活動の推進	等
次世代育成に関する事業	子育て支援 青少年健全育成支援	等
地域振興に関する事業	地域産業の振興 観光交流の推進	等
その他市長が必要と認める事業		

南相馬市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

市立病院の医師確保対策として、市立病院に10年以上在職し功労のあった医師に対して退職手当の基本額を増額するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1)退職手当の増額
民間医療機関勤務後に新たに市の職員となった医師が、市立病院に10年以上在職し功労があったと市長が認めた場合、退職手当の基本額を増額する。

(2)増額の算定方法

増額Ⅱ（民間医療機関＋市立病院）の勤務期間により算出した退職手当の基本額－市立病院の勤務期間により算出した退職手当の基本額
※ただし、民間医療機関から支給を受けた退職手当分は差し引く

(3)施行日

平成21年4月1日（平成21年4月1日以後の退職に係る退職手当に適用）

市立病院の医師確保対策として、手術手技手当を新設するとともに、院長手当及び副院長手当等の額並びに特殊診療手当の支給限度額を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1)手当の新設

①手術手技手当

総合病院での手術1件につき、当該手術料又は当該麻酔料の100分の5に相当する額を超えない範囲内で市長が定める額。

(2)手当の拡充

①特殊診療手当の支給限度額の引き上げ

改正前 月額40万円	↓	改正後 月額50万円
---------------	---	---------------

※ただし、手術手技手当の支給を受ける場合は月額40万円が限度。
②院長、副院長手当の支給限度額の引き上げ

区分	改正前	改正後
病院長	月額10万円	月額20万円
副院長	月額5万円	月額10万円

〔支給額〕

区分	改正前	改正後
総合病院長	月額10万円	月額20万円
小高病院長	月額10万円	月額10万円
総合病院副院長	月額5万円	月額10万円
小高病院副院長	月額5万円	月額5万円

※小高病院については据え置く。

③医学研究手当の支給限度額の引き上げ

改正前 9万円	↓	改正後 28万円
------------	---	-------------

〔支給額〕

区分	改正前	改正後
院長	月額9万円	月額28万円
副院長	月額8万円	月額25万円
診療部長	月額8万円	月額22万円
副診療部長	月額8万円	月額20万円
科長	月額7万円	月額18万円
医長	月額5万円	月額10万円
医員	月額2万円	月額5万円

(4)施行日

公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用



南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

【主な内容】

(1)指定管理者による管理
指定管理者に南相馬市鹿島B&G海洋センターの管理を行わせる旨を規定する。
(2)施行日 平成21年4月1日
南相馬市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

病床数が200以上の病院について受けた初診に係る選定療養を受ける患者に対する加算料を引き上げるとともに、厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えた診療を新たにを行うための診療料を新設する。

加算料の増額については、市民の「かかりつけ医」への受診を促進し、市立病院の勤務医師の業務量を軽減するとともに、民間の医療機関との役割分担を促進し、市立病院と地域医療機関が持つ医療資源の有効活用を図るため改正を行う。

(3)施行日

(1)平成20年12月1日

改正前 400円	↓	改正後 1,500円
-------------	---	---------------

診察料Ⅱ告示第59号別表第1医科診療報酬点数表に定める点数に1点単価十円を乗じて得た額



(3)条例改正の影響額

手当の種類	総合病院	小高病院	計
手術手技手当	新設のため未定	-	新設のため未定
特殊診療手当	実績に応じた支給のため未定		
院長・副院長手当	20万円/月	-	20万円/月
医学研究手当	157万円/月	66万円/月	223万円/月

※本年4月の実績で試算した手術手技手当の額：約130万円/月